

越 監 公 表 第 4 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年(2020年)3月に公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年5月11日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

# 公の施設の指定管理者監査結果報告書

## I 監査の概要

### 1 監査の対象及び選定理由

#### (1) 監査の対象（主として平成30年度分）

市が公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次のもの

対象施設	越谷市立総合体育館
団体名	公益財団法人越谷市施設管理公社
所管部課	教育総務部スポーツ振興課

#### (2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の財政援助団体等監査の頻度、金額的・質的重要性などを考慮し、令和元年度の監査対象とした。

### 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が関係法令及び協定書等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

指定管理業務に関するリスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、所管課による事業計画書及び事業報告書の確認事務、団体における施設・備品等の維持管理業務などを主な監査の対象範囲とした。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 指定管理業務の不備・誤りが発生するリスク	(1) 所管課事務関係
	ア 事業計画書の確認、事業報告書の点検は適切になされているか。
	(2) 団体事務関係
	ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 イ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
2 修繕漏れが発生するリスク	(1) 所管課事務関係
	ア 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。 または指定管理者の費用で実施させていないか。
	(2) 団体事務関係
	ア 経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置、先送り等をしていないか。
3 備品台帳の不備・誤りが発生するリスク	ア 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。

### 4 監査の実施内容

監査対象について、所管課及び団体に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

#### (1) 所管課事務

- ① 管理者の指定事務
- ② 協定締結事務
- ③ 協定の履行確認事務
- ④ 協定等に基づく事前協議
- ⑤ その他の事務

#### (2) 団体事務

- ① 施設等の使用許可及び使用料の収納
- ② 経理事務
- ③ 施設及び設備等の維持管理
- ④ 管理運営の取組状況
- ⑤ その他の事務

## 5 監査の期間

令和2年(2020年)2月27日(木)から同年3月26日(木)まで

## II 指定管理業務の概要

### 1 業務の範囲

- (1) 越谷市立体育館条例第4条各号に規定する業務
  - ① スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関すること。
  - ② スポーツ・レクリエーション活動の推進に関すること。
  - ③ その他、総合体育館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- (2) 総合体育館の使用の許可に関する業務
- (3) 総合体育館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が別に定める業務
- (5) 財務処理に関する業務

### 2 指定の期間

平成28年(2016年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

### 3 管理運営委託料

平成30年度 100,200,000円

## III 監査の結果

今回監査を実施したところ、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正と認められた。一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。なお、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

### 【指摘事項】

#### <団体事務>

#### (1) 収納事務において、規則どおりに使用料の計算がされていないものがあった。

総合体育館の使用に係る付帯設備使用料については、越谷市立体育館条例施行規則に定められている。

当該使用料の算定方法を確認したところ、規則に基づいた使用料の計算が行われていなかったものである。

**【指導事項】**

＜所管課事務＞

- （1）備品管理において、管理運営委託料により購入した備品が、市の備品台帳に登録されていなかったもの。

＜団体事務＞

- （1）収納事務において、規則どおりに使用料を収納していなかったもの。